

軍事的安全保障研究に関する基本方針

平成 31 年 3 月 5 日
静岡文化芸術大学

日本学術会議は、2017 年 3 月に「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表し、同年 4 月には「報告 軍事的安全保障研究について」を公開した。報告では、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる分野の研究を「軍事的安全保障研究」と呼び、そこには、ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究等が含まれるとした。その上で、大学等は、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うため、学術の健全な発展という見地から、これら軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究の適切性を審査する制度を設けるべきであるとした。

本学は、「実務型の人材を養成する大学」、「社会に貢献する大学」を基本理念として、教育研究、地域貢献に取り組んでいるが、日本学術会議による上記の声明を踏まえ、軍事的安全保障研究に関する基本方針を以下のとおり定める。

記

- 1 軍事的利用を目的とする研究は行わない。
- 2 国内外の軍事・防衛を所管する公的研究機関から資金の提供を受けて行う研究は行わない。但し、人道上の目的による研究であることが明らかである場合はこの限りでない。
- 3 本学で行う全ての研究において、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究については、学長が定める委員会の審査を受けなければならない。

以上